

東浦町公共施設再配置検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 東浦町公共施設再配置に関し、必要な調査検討及び計画案の策定を行うための東浦町公共施設再配置検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設再配置計画案の策定及び更新に関すること。
- (2) その他公共施設の再配置に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、チームリーダー及びプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 チームリーダーは、公共施設の再配置に関する事務を所管する課の長をもって充てる。
- 3 プロジェクトメンバーは、別表に掲げる町の施設を所管する課及び財務に関する事務を所管する課の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、必要に応じてチームリーダーが招集し、その議長となる。

- 2 チームリーダーは、必要があると認めるときは、会議にプロジェクトメンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーがプロジェクトチームに諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表（第3条関係）

庁舎 消防団詰所 防災倉庫 総合ボランティアセンター 小学校 中学校 学校 給食センター 保育所 児童館 総合子育て支援センター なかよし学園 文化セ ンター コミュニティセンター 藤江公民館 中央図書館 郷土資料館 旧高齢者 ふれあい施設ひだまり 福祉センター 老人憩の家 東ヶ丘交流館 保健センター 勤労福祉会館 体育館 ふれあいセンター 町営住宅
--